



厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 ( 公 印 省 略 )

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和3年6月11日 から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いい たします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D015(5)を次のように改める。

## (5) TARC

- ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。
- イ COVID-19 と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。) の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。

(参考:新旧対照表)

## 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

| 改 正 後                                    | 現行                                   |
|--|--------------------------------------|
| 別添 1                                     | 別添 1                                 |
| 医科診療報酬点数表に関する事項                          | 医科診療報酬点数表に関する事項                      |
| 第1章 (略)                                  | 第1章 (略)                              |
| 第2章 特揭診療料                                | 第2章 特揭診療料                            |
| 第1部・第2部 (略)                              | 第1部・第2部 (略)                          |
| 第3部 検査                                   | 第3部 検査                               |
| 第1節 検体検査料                                | 第1節 検体検査料                            |
| 第1款 検体検査実施料                              | 第1款 検体検査実施料                          |
| D 0 0 0 ~ D 0 1 4 (略)                    | D000~D014 (略)                        |
| D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査                       | D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査                   |
| (1)~(4) (略)                              | (1)~(4) (略)                          |
| (5) <u>TARC</u>                          | (5) <u>「18」のTARCは、</u> 血清中のTARC量を測定す |
| ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的と                  | る場合 <u>に</u> 月1回を限度として算定できる。         |
| <u>して、</u> 血清中のTARC量を測定する場合 <u>は、</u> 月1 |                                      |
| 回を限度として算定できる。                            |                                      |
| <u>イ</u> COVID-19 と診断された患者(呼吸不全管理を要す     |                                      |
| <u>る中等症以上の患者を除く。) の重症化リスクの判</u>          |                                      |
| 定補助を目的として、血清中のTARC量を測定す                  |                                      |
| る場合は、一連の治療につき1回を限度として算定                  |                                      |
| <u>できる。</u>                              |                                      |
| (6)~(11) (略)                             | (6)~(11) (略)                         |